

平成23年8月9日

高等検察庁次席検事 殿

地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁裁判員公判部長 岩橋 義明

裁判員裁判対象事件における被疑者の取調べの録音・録画の試行的拡大について（事務連絡）

裁判員裁判対象事件における被疑者に対する取調べの録音・録画については、平成21年3月27日付け次長検事依命通知における「取調べの録音・録画の実施指針」に基づき行われているところ、本年8月8日、法務省が、「被疑者取調べの録音・録画に関する法務省勉強会取りまとめ」を作成したことを受け、法務大臣から、別添のとおり、「取調べの録音・録画に関する取組方針」として、裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画について、その範囲を試行的に拡大するよう指示がなされました。

各庁におかれては、上記取りまとめ及び法務大臣指示の趣旨を十分に踏まえ、裁判員裁判対象事件における検察官による被疑者取調べの録音・録画について、上記実施指針における「取調べの録音・録画実施の趣旨」とらわれることなく、積極的に取り組むよう願います。